短期利用認知症対応型共同生活介護について、運営規程に盛り込むべき事項

　認知症対応型共同生活介護計画に関する条がある場合はその次の条に、ない場合は適当な場所に、次の条項を参考にして、短期利用認知症対応型共同生活介護に関する内容を盛り込んでください。

（短期利用共同生活介護）

第　条　本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

２　短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき１名とする。

３　短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

４　短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

５　入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

６　短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

　契約書・重要事項説明書（料金表等）にも、同様に短期利用に関する事項を追記してください。